

第 16 回「県と市町村との協議の場」 次 第

日 時 平成 30 年 11 月 8 日 (木)
15 時 15 分から 17 時 15 分まで
場 所 松本合同庁舎 502 号会議室

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

(1) 意見交換

【テーマ】

- ① 外国人にもわかりやすい公共サインの整備促進について 【資料 1】
- ② 幼児教育無償化等を踏まえた新たな子育て支援策の検討 【資料 2】
について
- ③ 自治体の将来を見据えた広域連携の検討について 【資料 3, 4, 5】

(2) その他

4 閉 会

第16回「県と市町村との協議の場」出席者名簿

平成30年11月8日

長野県

知 事

副知事

企画振興部長

県民文化部長

こども・若者担当部長

観光部長

建設部長

阿部 守一

中島 恵理

小岩 正貴

角田 道夫

佐藤 尚子

熊谷 晃

長谷川 朋弘

長野県市長会

会 長

副会長

理事（総務文教部会長）

理事（社会環境部会長）

理事（経済部会長）

小口 利幸

柳田 清二

牧野 光朗

牛越 徹

花岡 利夫

塩尻市長

佐久市長

飯田市長

大町市長

東御市長

長野県町村会

会長

副会長（会長代行）

副会長

理事（社会環境部会長）

理事（建設部会長）

理事（産業経済部会長）

藤原 忠彦

羽田 健一郎

平林 明人

唐木 一直

藤澤 泰彦

茂木 祐司

南佐久郡川上村長

小県郡長和町長

北安曇郡松川村長

上伊那郡南箕輪村長

東筑摩郡生坂村長

北佐久郡御代田町長

外国人にもわかりやすい公共サインの整備促進について

山岳高原観光課
国際観光推進室
道路管理課
都市・まちづくり課

1. 外国人観光客の動向とインバウンドの重要性

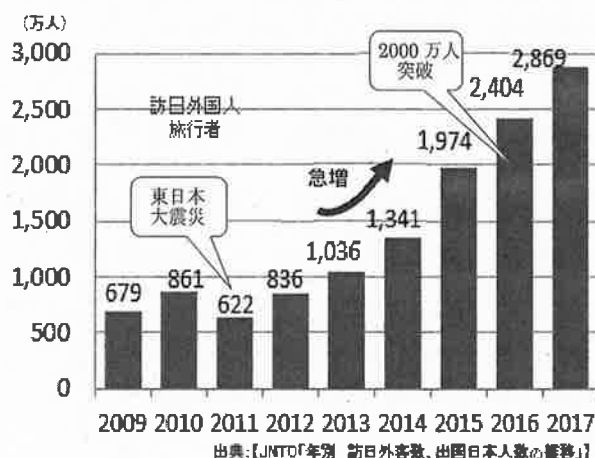
海外から日本を訪れる観光客数は、2013年に1000万人を超えて以降、爆発的に増えています。長野県においても、外国人観光客は年々増加しており、外国人観光客の受入れ体制の整備は、インバウンド大県を目指す長野県にとって急務であるといえます。

外国人の地方への興味が益々高まってきていることに加えて、来年のラグビーワールドカップや再来年の東京オリンピック・パラリンピックなど、世界規模のスポーツ大会が連続して開催されることから、欧米諸国を中心に今後も本県へのインバウンド観光客を増加させる好機は続くものと考えられます。

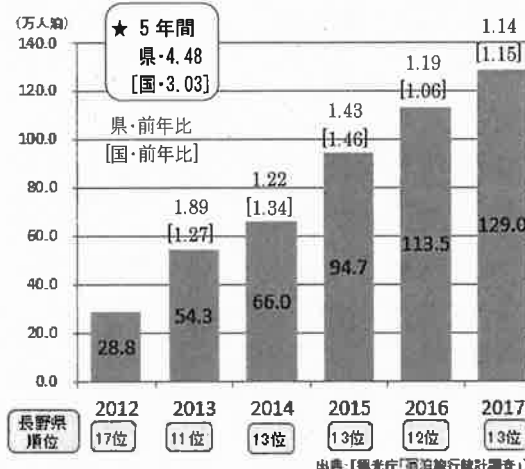
また、長期的な視点に立っても、日本国内、県内ともに、定住人口が減少傾向にある中で、地域の活力を維持するためには、交流人口の増加が必要と考えられ、とりわけ滞在期間が長く、消費額の大きい外国人観光客の取り込みは、経済の活性化にとって重要な課題となっています。

○ 外国人観光客は増加傾向

[全国 外国人観光客数 推移]



[長野県 外国人延べ宿泊者数推移]



[全国]

- 2013年に1000万人を超えて以降増加を続け、2016年に2000万人を突破し、2017年は過去最高の2869万人を記録。
- 「明日の日本を考える観光ビジョン」において、東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年には4000万人を目標に掲げている。

[長野県内]

- 県内外国人宿泊者数は全国水準を上回るペースで増加している。
- 台湾とオーストラリアからの旅行者が多いのが特色となっているほか、近年は東南アジアからの来訪が増えている。
- 「観光戦略2018」では、2022年に300万人を目標として掲げている。

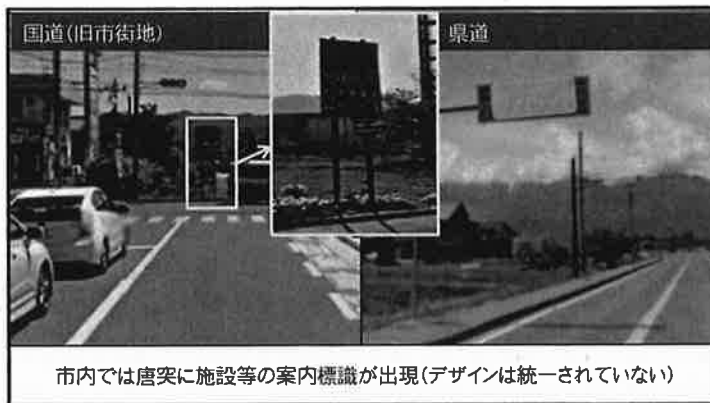
○ 外国人にもわかりやすい案内標識の必要性

増加を続けている外国人観光客は、主に公共交通機関を利用し、土地勘がない中で移動しており、円滑な移動、快適な滞在環境を提供することは、外国人観光客へのおもてなしの基本。今後、長野県が、一層多くの外国人観光客に選ばれるためには、よりわかりやすい案内標識の整備促進が必要。

2. 現状の案内標識の課題

(1) 道路に設置される観光案内標識の課題（主として市町村が設置するもの）

- ① 案内する施設やルートのかえ方に一貫性がない
- ② デザインに統一感がない



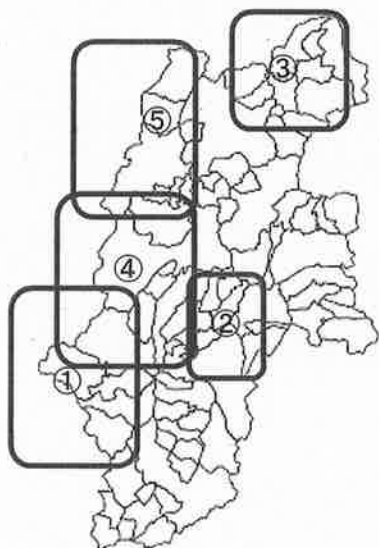
[IC 周辺の例]

IC を降りても観光案内標識がなく、市内を車で通ると唐突にデザインの異なる案内標識が出現。誰に、どこを、どのように案内したいのかが不明確。

(2) 長野県公共案内標識整備指針の課題

- ① 多くの広域や市町村では公共サイン整備計画がまだ策定されていない、また、策定された地域でも一部を除き県との連携も弱く、十分に推進されていないなど、指針が求める一貫性の確保が不十分な地域がある。

県内で公共サイン整備計画を策定しているのは5広域ならびに9市町



	名称（策定年月）	策定主体（市町村）	車両系	歩行者系
①	木曽広域圏公共サインシステム計画(H9.3)	木曽広域圏連合 (木曽町、上松町、南木曽町、木祖村、王滝村、大桑村、旧檜川村)	○	—
②	八ヶ岳西麓地域の屋外広告物に関する基本計画書(H17.3)	八ヶ岳西麓サイン整備推進協議会 (茅野市、富士見町、原村)	○	○
③	北信広域圏サインシステム整備マニュアル	北信広域圏連合（中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村）	○	○
④	安曇野・松本平サイン整備ガイドライン(H18.3)	安曇野・松本平サイン整備推進協議会 (松本市、塩尻市、安曇野市、山形村、朝日村、旧波田町)	○	○
⑤	北アルプス広域圏サインシステムガイドライン(H18.3)	北アルプス広域圏連合 (大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村)	○	○

※ このほか、歩行者系のサイン計画を市町村が策定済み。

(長野市、松本市、上田市、岡谷市、伊那市、駒ヶ根市、飯山市、東御市、軽井沢町)

② 案内標識の外国語表記が統一されていない

浅間山	Mt. Asama	⇔	Mt. Asamayama	- 山や川などの固有名詞＋普通名詞の表記方法が統一されていない - 住所表示の英文表記方法がまちまち
千曲川	Chikuma River	⇔	Chikumagawa River	
住所（長野市神楽橋3丁目）	Naganoshi Kagurabashi 3-chome	⇔	Kagurabashi 3-chome, Nagano City	

③ 指針そのものがわかりやすいものか、新たな視点は必要ではないか

- ・案内標識のユニバーサルデザイン
- ・モバイル等の情報技術の反映や連携の視点
- ・フローの充実や事例集のリニューアル

(3) 観光地等の案内標識の課題

① 観光の視点（おもてなし）が足りない

◆ H29 旅行者アンケート

Q：インバウンドに取り組むにあたって長野県に欠けているもの

第3位 多言語表示

◆ 長野県の案内標識に関する北米の旅行会社への聞き取り

「外国人をもてなす気持ちを感じない」

◆ 案内地図、表示には公的施設の案内のみで、観光客の知りたい案内が少ない。

◆ 初めて訪れる観光客にとって、電車からバスへの乗り継ぎがわかりにくい。

など

② 広域的な視点が足りない



〔新幹線改札前案内表示の例〕

- ・在来線、私鉄、バスへの誘導がわかりにくい。
- ・改札から離れて設置されているうえに、文字が小さく読みにくい。
- ・多くの外国人が目指す主要観光地「スノーモンキー」の表示はない。



〔県外類似事例〕

- ・地図に市内のみを表示して、隣接市町村の案内をしていない。
- ・観光客は市町村の境界を意識せず行動することから、隣接市町村の情報も可能な範囲で掲載する広域的な視点が必要。

3. 長野県全体で目指す「外国人にもわかりやすい案内標識」整備の方向性（素案）

目指す姿

外国人観光客がストレスなく目的地にたどり着ける環境の整備

外国人にわかりやすい = 外国人観光客へのおもてなし

外国人観光客の特性

外国人観光客は主に公共交通機関を利用し、土地勘がない中で移動

（１）指針等の統一化（道路案内標識と観光案内標識の連携・連続性の確保）・・・県

- 『線（道路案内標識）』と『点（観光案内標識）』が結ばれ、連携・連続性を持った計画的な標識の整備を県と市町村が協力して取り組む

車系	標識令及び設置基準、占用許可基準
歩行者系	長野県公共案内標識整備指針
交通事業者 観光施設等	観光庁ガイドラインなど

多種多様な案内標識を結ぶため、**県の包括的指針**を策定し、**県と市町村で整備推進**

- 点と線を結ぶ計画的な案内標識の整備に当たっては、限られた財源での整備であるため、多様な設置主体が十分連携を図りながら、必要最小限の設置で、最大限の効果を目指す。
- 加えて、標識の設置にあたっては、既存の案内標識で表示の古いもの、役目の終わったものなどの修正や撤去の検討も必要。

（２）地域での広域的な案内標識整備の推進・・・市町村等

- 広域的な視点を持った地域の公共サイン整備計画を策定・改訂
 - ― 市町村界を越えて観光地等の情報を掲載（案内地図）
 - ― 乗換えた先にある主要観光地の名称を記載（交通拠点の案内標識）
 - ― 電車・バスなどのナンバリングの実施と案内表示（交通事業者・市町村等）

【ポイント１】表記する内容の基準は全県で統一（外国語表記、ピクトグラム の使い方など）

- 現行の「長野県公共案内標識整備指針」に新たな視点（ユニバーサルデザイン、ICT との連携など）を加えたうえで共通ルールとする

[長野県公共案内標識整備指針（現行）の一例]



- ▶ 英文を併記する場合のレイアウト
[英文は日本語の 1/2 を目安とする]



案内
Information



鉄道 / 駅
Railway / Railway station



バス / バスのりば
Bus / Bus stop



タクシー / タクシーのりば
Taxi / Taxi stop

- ▶ ピクトグラム

[原則として標準案内図記号を使用]



- ▶ 色彩と視認性

[文字と背景のコントラストに配慮]

▶ 英文表記マニュアル（抜粋）

表記の基準	表記の例
1 一般的な英訳に従い、固有名詞をローマ字表記し、普通名詞を英訳に表記する。 ただし、固有名詞だけ切り離しても意味をなさなかったり、普通名詞部分を含めた全体が不可分の固有名詞として広く認識されている場合は、全体をローマ字表記し、さらに普通名詞部分を英訳により表記する。 また、スペース、視認性の観点等から略語を用いることができる。	浅間山=Mt. Asama 千曲川=Chikumagawa River (Riv.) 諏訪湖=Lake Suwa 志賀高原=Shiga Heights 長安橋=Choan Bridge 長野県庁=Nagano Prefectural Office 松本駅=Matsumoto Station (Sta.) 若里公園=Wakasato Park 長野市役所=Nagano City Hall 上田市=Ueda City 信州まつもと空港=Shinshu Matsumoto Airport 飯田郵便局=Iida Post Office 須坂病院=Suzaka Hospital (全体が一つの固有名詞として切り離せない場合等の例) 砥川=Togawa Riv. 焼岳=Mt. Yakedake

【ポイント2】広域的なデザインで地域の特性を表現

- 広域的な地域のイメージからデザインされた色、形状等により、地域の景観に溶け込みながら、地域の一体性と魅力を表現。

[木曽地域の実施例（木曽広域公共サインシステム）]

- ◆ 圏域界サイン…圏域案内サイン…木曽のイメージを形成する統一デザイン
- ◆ 町村共通サイン…圏域共通のグラフィックデザインを用いるが、構造体は町村で異なる
- ◆ 町村オリジナルサイン…各町村の特徴を表現したサイン

地域全体のサイン計画により案内情報の集約化が図られ、結果としてサイン・看板類の総数の抑制による景観の浄化も推進されており、地域の魅力向上にも寄与。



- 県管理道路においても一定の自由度を持って地域の特性を表現（占用基準の明確化）

主として市町村が道路に設置する標識については、道路占用として標識令やその他基準に従い設置することとなるが、市町村が一定の区域内で統一的に計画する場合は、協議によりデザインや構造などに地域の特性を表す等の自由度を認める方針。



外国人にもわかりやすい案内標識の整備について

○広域的な標識整備の必要性について

- ・道路標識と観光標識の連携など、連続性を持った広域的整備
- ・デザインなど地域の独自性を活かすもの、全県で統一的に進めるべきもの
- ・ICTの活用など

○ 推進にあたっての課題について

- ・既存のルールに不足するもの、見直すべきもの、新たに策定すべきもの
[公共案内標識整備指針、県道の占用許可基準など]

- ・県、市町村、事業者の役割分担

- ・既存の案内標識との整合

○ 県、市町村、事業者による推進部会の設置について

幼児教育無償化等を踏まえた新たな子育て支援策の検討について

これまでの県と市町村の協働による子育て支援策等（主なもの）

- **多子世帯の保育料軽減**
第3子以降の保育料を県と市町村で軽減
- **子ども医療費の軽減**
全市町村で「中学校卒業」までは現物給付方式を導入
- **多子世帯プレミアムパスポート事業**
年度末年齢18歳以下の子どもが3人以上いる世帯に市町村から配布（約3万世帯）

出生数の動向と国の少子化対策

（県の出生数の動向）

- 合計特殊出生率が6年ぶりに低下（H29 1.56 ▲0.03）
- 第3子以降の出生割合が平成26年度17.9%から平成28年度17.5%に低下
- 「理想とする子どもの数」と「実際に持つ子どもの数」では0.52人のギャップ

（国の少子化対策）

- 幼児教育の無償化（2019年10月～予定）

緊急対策（県9月補正）

「多子世帯応援プレミアムパスポート」協賛店拡大事業

- ・ 新規協賛店舗を200店舗以上開拓（990店舗＋200）
- ・ 子どもの体験施設や文化芸術施設を重点に開拓

子育て支援策・少子化対策を強化するうえでの基本認識（認識の共有）

- ◆ 少子化対策は、未婚者への「結婚支援」と
既婚者への「子どもを産みたい環境づくり」が2本柱
- ◆ 「子どもを産みたい環境づくり」では、
「子育て・教育の経済的負担軽減」につながる施策の強化が必要

2025年県民希望出生率1.84の実現に向けて

国の幼児教育の無償化、高等教育の無償化の実施を好機と捉え
子育て世帯の経済的な負担をより多角的に軽減することで、
若者世代の子育てに対する「負担感」を大きく変えるチャンス！



幼児教育無償化等を踏まえた新たな子育て支援策の検討

例：スポーツ施設、文化芸術施設利用料の多子世帯負担軽減
病児・病後児保育の保育料軽減
保育所等の給食費の無償化（国の無償化の対象とならない場合）

自治体の将来を見据えた広域連携の検討について

企画振興部市町村課

1 問題意識

- 人口減少、少子高齢化の更なる進展に伴い、特に小規模な町村が多い本県においては、将来にわたって個々の市町村が単独で全ての機能を担い続けていくことが難しくなるおそれ。
- 今後も持続可能な形で行政サービスを提供するためには、市町村間、県・市町村間の連携が一層重要。

2 これまでの広域連携の取組

(1) 広域連合《参考資料 P5》

- 10 広域市町村圏ごとに広域連合を設置し、全国で唯一、全ての市町村が加入

(2) 連携中枢都市圏・定住自立圏等《参考資料 P6》

- 長野地域で連携中枢都市圏、6 圏域で定住自立圏を形成
- 国の制度の対象とならない大北・木曽地域では、新たな広域連携の仕組み（北アルプス連携自立圏、木曽広域自立圏）を形成し、県独自の支援を実施

(3) 「自治体間連携のあり方研究会」とりまとめ《参考資料 P7》

- 連携の基本単位は広域市町村圏
- 広域連合を 1 階、定住自立圏等中心市を中心とした柔軟な仕組みを 2 階とする 2 層構造として、地域の実情や事務の性質に応じて使い分け

(4) 「市町村における医療・保健・福祉等人材確保検討ワーキンググループ」とりまとめ《参考資料 P8,9》

- 取組の方向性は、保健師・保育士の人材バンクの設置、新人職員等の教育体制の充実、処遇や採用条件等の見直し等
- 共同採用試験や採用人事の一元化については、「取り組みたくない」「必要性を感じない」という消極的な意見が過半であり、中長期的な検討が必要

(5) 県・市町村事務連携作業チーム《参考資料 P10》

- 市町村単独では処理が難しい事務や、市町村で処理した方が効果の大きい事務等に係る市町村間、県・市町村間の連携について検討
- 一定の成果を挙げているが、個別事務に焦点を当てるため、市町村によって関心に濃淡。行政体制全体の最適化の視点からの新たな検討が必要か

3 自治体の将来を見据えた広域連携の検討

地方制度調査会において「圏域」単位の行政の在り方等に関する議論が始まり、本県においても、自治体の将来を見据えた広域連携について検討を深める好機

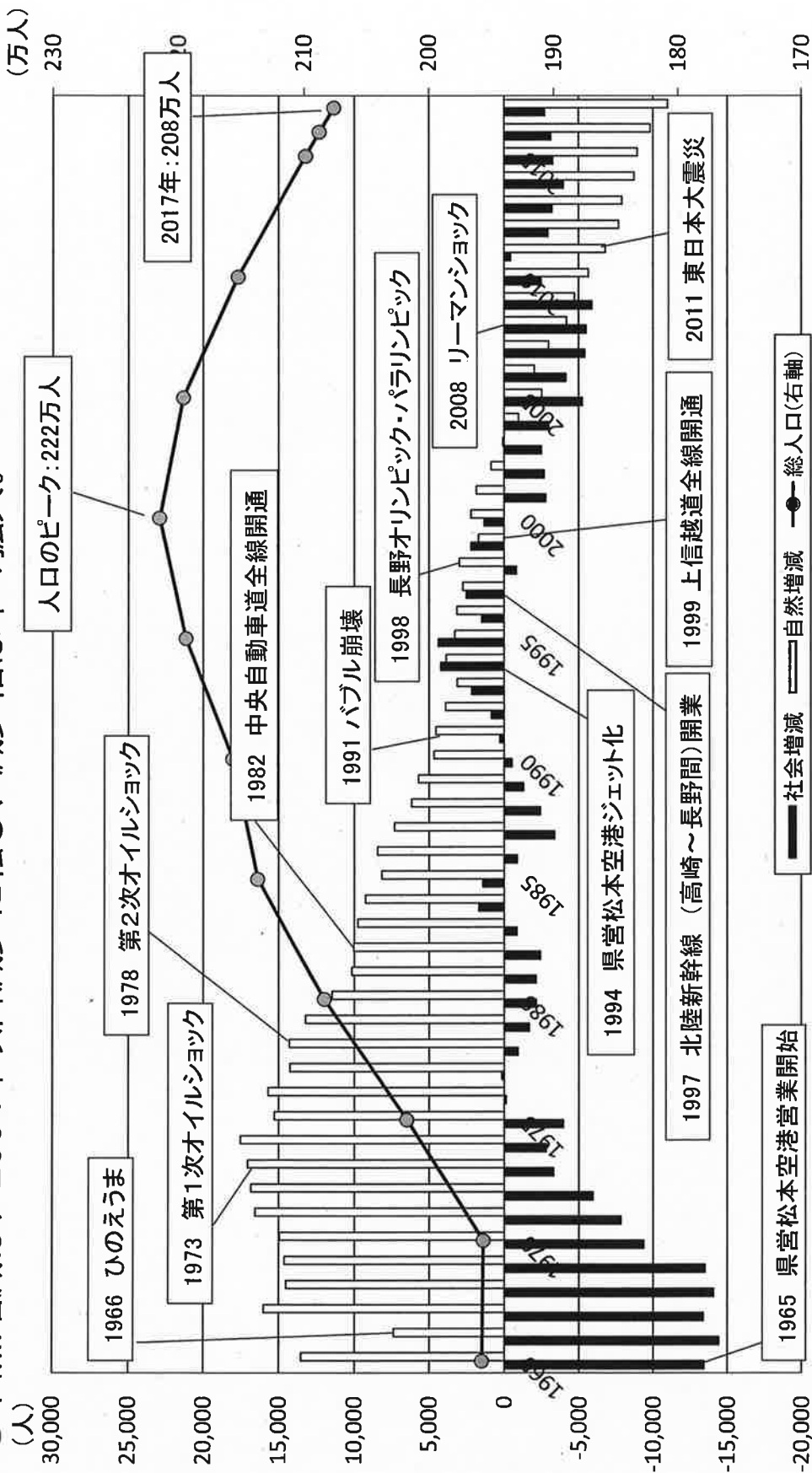
1 長野県の人口の推移



しあわせ信州

(1) これまでの人口の推移

- 総人口は、2000年を頂点に減少に転じ、2017年は約208万人。
- 社会増減は、2001年以降転出超過。
- 自然増減は、2004年以降減少に転じ、減少幅は年々拡大。



出典：国勢調査（総務省統計局）、毎月人口異動調査（長野県企画振興部）

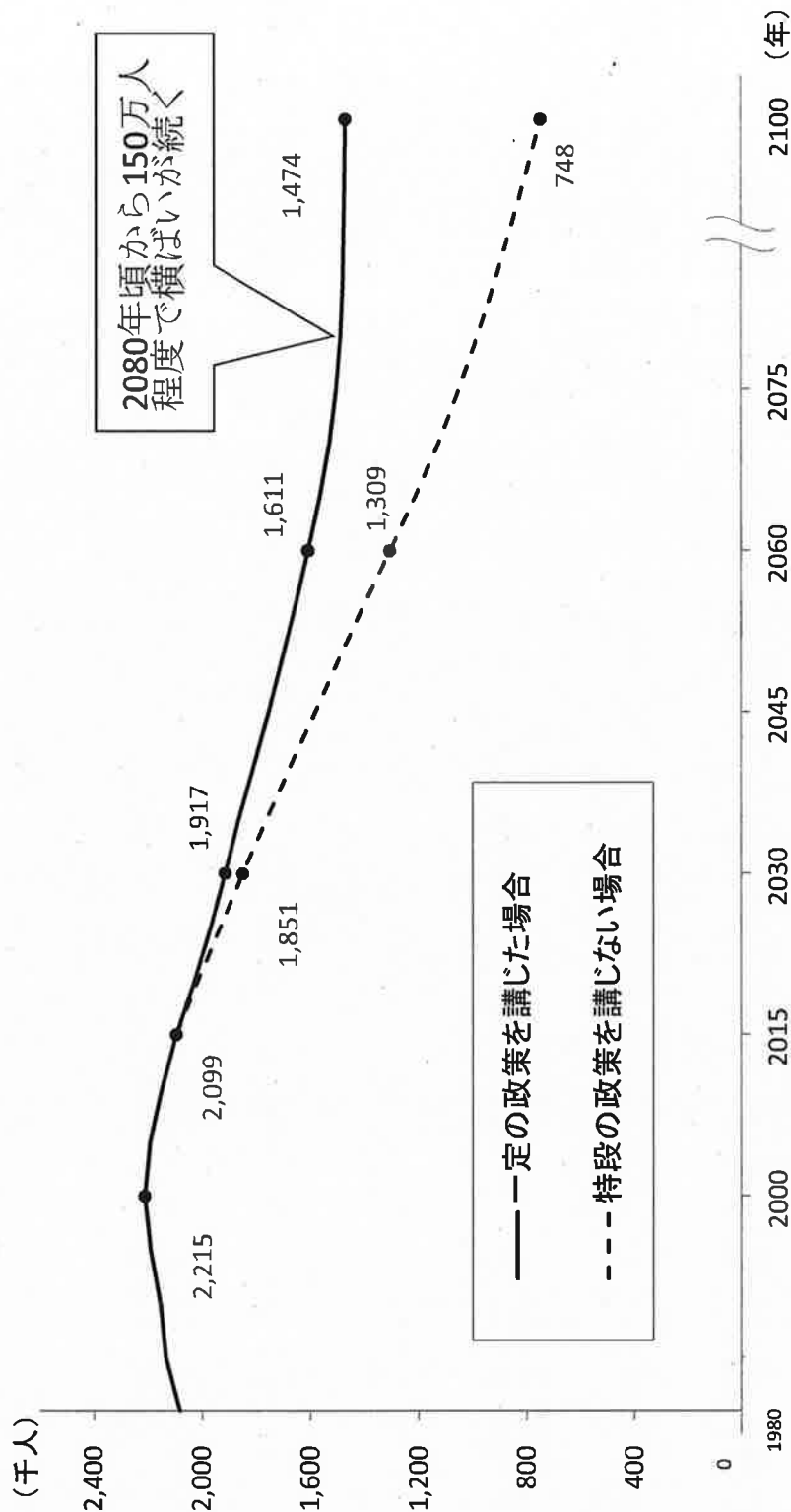


(2) 人口の将来展望

○人口減少に歯止めをかける政策を講じることにより、将来、合計特殊出生率が回復※1し、社会増減がゼロ※2になった場合でも、2080年頃までは減少が続き、その後は150万人程度で横ばいとなる見込み。

※1 2025年1.84（県民希望出生率）、2035年2.07（人口置換水準）

※2 2025年に転入・転出が均衡



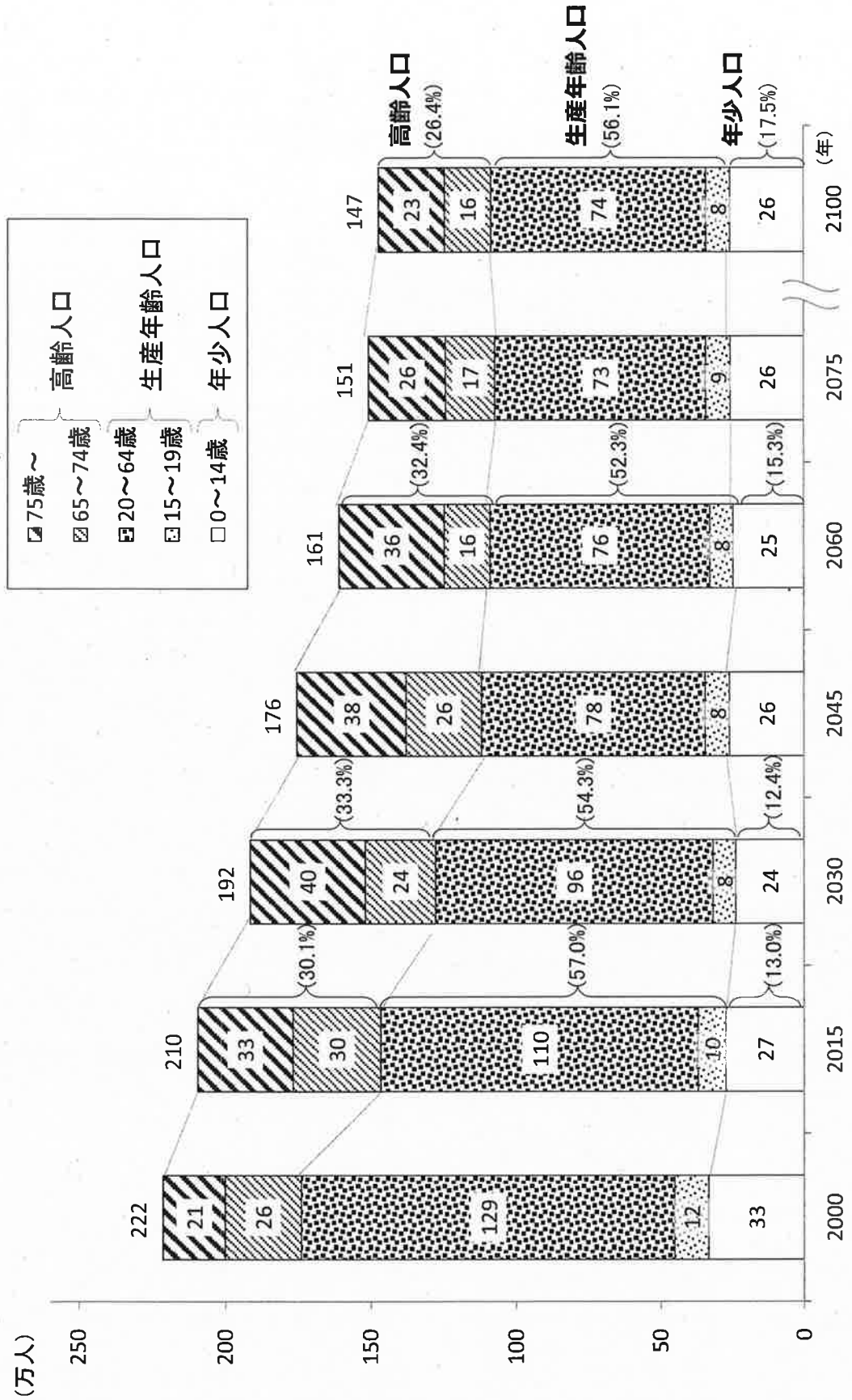
出典：2015年までは国勢調査、その後は長野県企画振興部推計
 「一定の政策を講じた場合」は、国、都道府県、市町村が人口減少に歯止めをかける政策を講じた場合の推計
 「特段の政策を講じない場合」は、日本の地域別将来推計人口 平成25年3月」（国立社会保障・人口問題研究所）を基に現状の継続を前提として推計



(3) 年齢区分別の人口推移

○2015年の生産年齢人口（15歳～64歳人口）は、120万人。

○将来は80万人程度まで減少する見込み。



(4) 地域別の人口推移

○ いずれの地域も、人口、生産年齢人口ともに大きな減少が見込まれるが、生産年齢人口の方が減少率が大。

○ 2040年における人口、生産年齢人口の減少率（2015年比）が最も高いと見込まれるのは木曽地域（人口：▲41.4%、生産年齢人口：▲50.0%）

単位：人 ※（）内は生産年齢人口

	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	減少率 (2015→2040)
佐久	209,016 (120,124)	203,352 (112,404)	196,950 (106,405)	189,953 (99,844)	182,466 (92,660)	174,324 (84,381)	▲16.6% (▲29.8%)
上田	197,443 (113,434)	192,325 (107,952)	186,284 (103,479)	179,741 (98,240)	172,636 (92,240)	165,081 (84,246)	▲16.4% (▲25.7%)
諏訪	198,475 (111,257)	190,407 (104,091)	181,459 (98,504)	171,960 (92,032)	162,247 (84,111)	152,524 (74,340)	▲23.2% (▲33.2%)
上伊那	184,305 (104,496)	177,298 (97,878)	169,237 (92,309)	160,706 (85,964)	151,806 (78,914)	142,537 (69,872)	▲22.7% (▲33.1%)
南信州	162,200 (87,839)	154,813 (81,296)	147,138 (75,866)	139,404 (70,720)	131,623 (65,521)	123,823 (59,157)	▲23.7% (▲32.7%)
木曽	28,399 (14,290)	25,785 (12,346)	23,249 (10,864)	20,902 (9,452)	18,716 (8,242)	16,650 (7,151)	▲41.4% (▲50.0%)
松本	427,928 (252,510)	421,978 (244,151)	413,222 (237,336)	402,724 (227,571)	390,950 (214,236)	378,016 (196,272)	▲11.7% (▲22.3%)
北アルプス	59,748 (32,537)	56,227 (29,504)	52,620 (27,118)	49,107 (24,634)	45,611 (22,026)	42,053 (19,078)	▲29.6% (▲41.4%)
長野	543,424 (312,352)	529,424 (296,042)	512,263 (282,176)	493,498 (266,319)	473,218 (247,680)	451,733 (223,645)	▲16.9% (▲28.4%)
北信	87,866 (48,364)	81,626 (43,088)	75,531 (38,786)	69,672 (34,803)	63,901 (31,108)	58,116 (27,045)	▲33.9% (▲44.1%)
計	2,098,804 (1,197,203)	2,033,235 (1,128,752)	1,957,953 (1,072,843)	1,877,667 (1,009,579)	1,793,174 (936,738)	1,704,857 (845,187)	▲18.8% (▲29.4%)

出典：2015年までは国勢調査、その後は社人研推計準拠

2 これまでの広域連携の取組

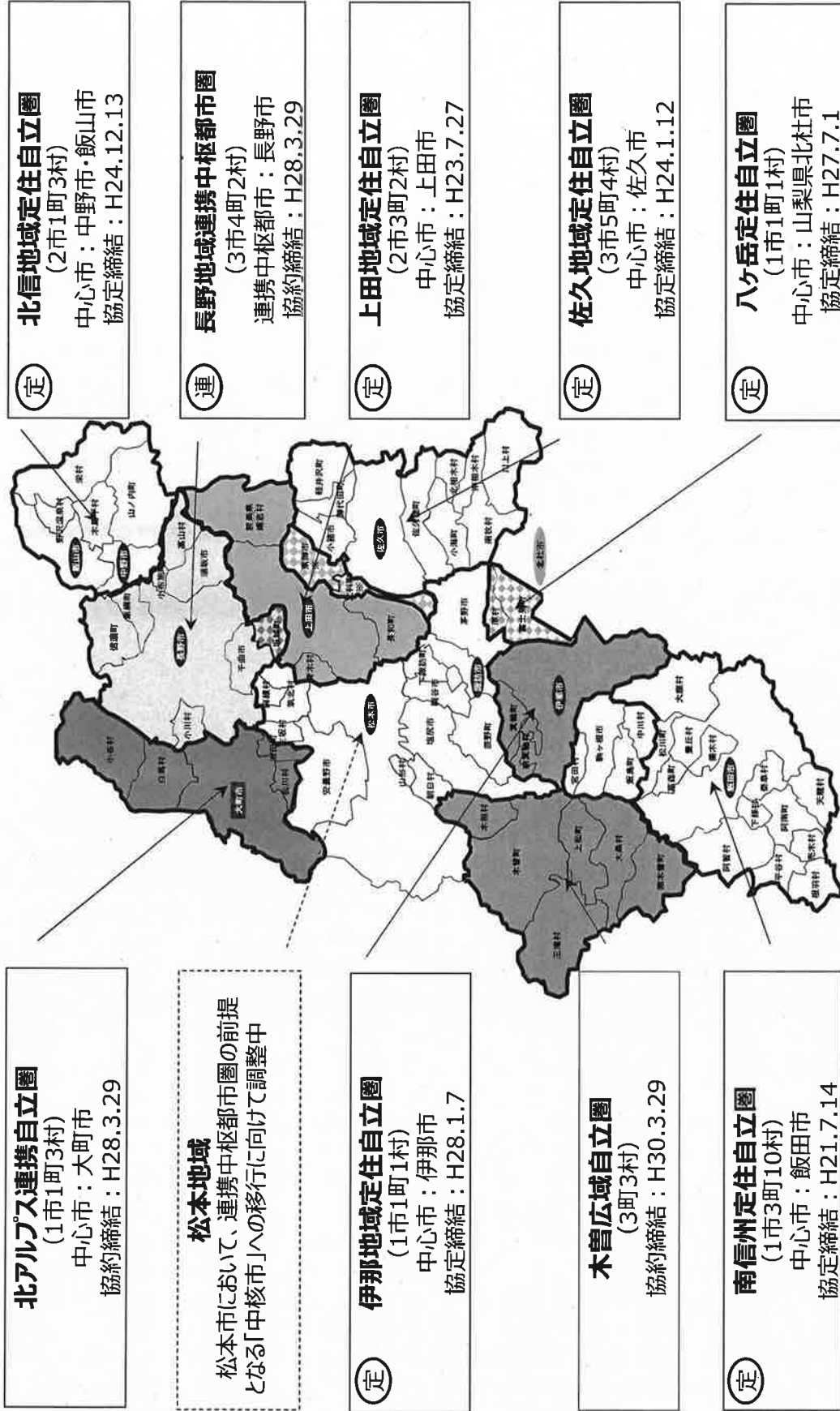
(1) 広域連合における共同処理事務の状況

事務名 広域連合名	介護認定 審査会	障害支援 区分認定 審査会	調査研究 機能 審査会	ふるさと 市町村圏 基金事業	消防に關する 事業(消防団 防団事務等 を除く)	知事権限移 譲に關する 特別事務	ごみ処理 (施設・ 計画)	職員研修 人事交流	入所判定 委員会	消防団 連合会 補助事業	特別養護 老人ホーム等	広域環境 連合会 構想	審 議	地域 情報化	処理 施設	そ の 他
佐久広域連合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			・血液保管所の設置管理 ・と畜場施設の設置管理 等
上田地域広域連合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	・図書館情報ネットワークの整備運営 等
諏訪広域連合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				・救護施設の管理運営 ・関係市町村の電算処理の調整 等
上伊那広域連合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				・業務システムの共同利用のための電 算機の設置 等
南信州広域連合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	・地方拠点都市地域の振興整備 ・障害者支援施設の設置管理 等
木曽広域連合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	・県郷土本構想の推進 ・休日及び夜間の一次救急医療 等
松本広域連合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				・旧伝染病舎跡地の管理
北アルプス広域連合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	・北アルプス市町村会館等の設置運営 ・在宅当番医師補助事業 等
長野広域連合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				・デイサービスセンターの管理運営
北信広域連合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				・公平委員会
計	10	10	10	9	8	8	8	7	6	6	6	6	4	3	3	

- ✓ 10広域市町村圏ごとに広域連合を設置し、全ての市町村が加入
- ✓ 「介護認定審査会」、「障害支援区分認定審査会」等、多くの事務を共同処理

(2) 連携中枢都市圏・定住自立圏等の形成状況

※ (連) は連携中枢都市圏、(定) は定住自立圏を指す。



✓ 国の制度の対象とならない大北・木曽地域では、新たな広域連携の仕組み（北アルプス連携自立圏、木曽広域自立圏）を形成し、県独自の支援を実施

(3) 「自治体間連携のあり方研究会」とりまとめ（平成28年3月）

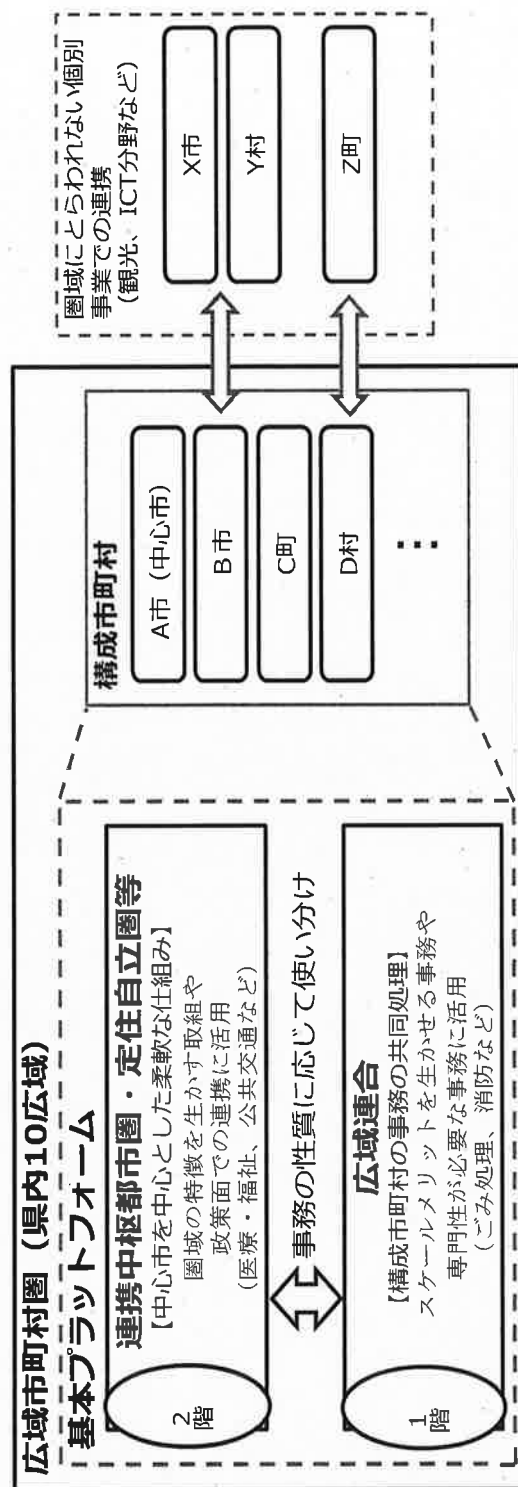
しあわせ信州

自治体間連携に関する基本的な考え方

- 市町村の行政体制については、合併、広域連携等様々な選択肢の中から市町村が最も適した仕組み（取組）を自ら選択することが原則
- とりわけ人口減少社会において、地域の人々の暮らしを支える行政サービスを持続的かつ効果的に提供していくためには、各市町村業務の効率化に加え、定住自立圏等の取組や広域連合による共同処理などの自治体間の連携をより一層推進することが有効
- 県は、市町村の選択を尊重しつつ、地域の実情や国による支援の状況等を踏まえながら、必要な助言や支援を実施

市町村間連携のフレーム（枠組み）

- 連携の相手方は、業務の内容に応じて選択されるべきであるが、地理的な繋がりが近い広域市町村圏を基本単位（基本プラットフォーム）として検討
- 基本プラットフォームは、すべての圏域で広域連合が設置されている長野県の特徴を生かし事務の共同処理を行う広域連合を1階、定住自立圏等中心市を中心とした柔軟な仕組みを2階とする2層構造として、地域の実情や事務の性質に応じて使い分け
- 一方で、鉄道沿線市町村の連携や情報通信分野での連携など、業務の内容に応じて広域市町村圏にとられない連携も考えられる。



✓ 本とりまとめを活かしながら、広域連携について新たなアプローチを検討、実施する時機を迎えているのではないかと

(4) 「市町村における医療・保健・福祉等人材確保検討ワーキンググループ」

とりまとめ（平成28年11月）

しあわせ信州

取組の方向性

- 共同での情報発信（保健師）
 - ⇒ 専用サイトや合同ガイダンスなどの取組をさらに拡大し、認知度を高めることで、市町村保健師として働くことを希望する者の掘り起こしを図る。
- 人材バンクの設置（保健師、保育士）
 - ⇒ 潜在有資格者や転職希望者に関する情報収集、採用情報の提供、市町村とのマッチングを一元的に扱う人材バンクの設立に向けて検討を進める。（H29.5月 保育士人材バンク設置）
- 新人職員等の教育体制の充実（保健師、保育士）
 - ⇒ 信州母子保健推進センターの体制充実による技術支援・助言及び、県主催の保健師研修を養成校との連携で、より実践的な内容に充実させるとともに、市町村においても育成トレーナー制度の活用などで、教育体制の強化に取り組む。
 - ⇒ 保育士・幼稚園教諭等の資質向上に向けた系統的な研修実施に取り組む。
- 処遇、採用条件、採用試験等の見直し（保健師、保育士）
 - ⇒ 各市町村において、給与等の処遇の改善、採用条件の緩和、試験日の改善等、できるところから見直しを実施する。

中長期的な検討

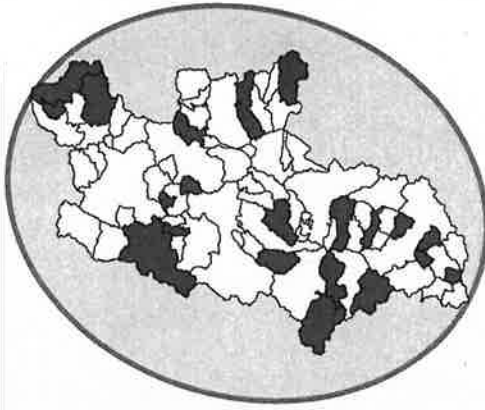
- 人事の一元化等
市町村への意向確認では、共同採用試験や採用人事の一元化については、「取り組みたくない」、「必要性を感じない」という消極的な意見が過半。

✓ 共同での採用試験や採用人事の一元化については時期尚早と思われるため、当面は共同発信などの取組による効果を見つつ、必要に応じて改めて検討

「共同採用試験」に関するアンケート結果

	取り組みたい	取り組みたくない ・必要性がない	その他
全市町村	21 (27%)	51 (66%)	5 (6%)
監査長 理由	5 (38%) ・受験者確保の点から有効 ・採用事務の効率化が図れる ・権数自治体に合格した場合 に一方を辞退するということが なくなる	4 (31%) ・試験が同一日になることで 受験者の選択の幅が狭まる ・給与条件等が有利な市町村 へ集中してしまう恐れがある ・保健師のみの共同化は採用 事務の煩雑につながる ・個別の採用募集であっても 十分に応募があり、必要な職 員数が確保できている	4 (31%) ・試験方法等の詳細な制度設 計が必要 ・試験の点数だけでなく、試 験中の様子も参考としたい ・全職種を共同試験で実施す るならば参加したい ・共同化に伴う予算措置等、 条件によって検討する

「共同採用試験」に「取り組みたい」と回答した市町村

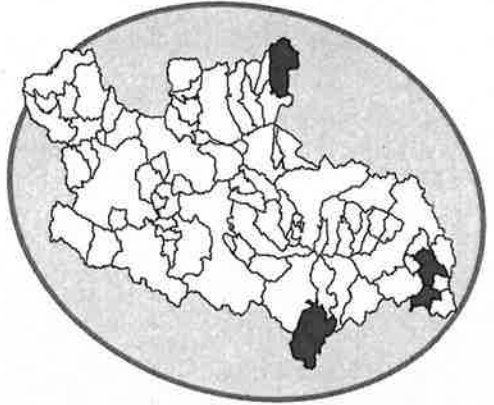


佐久圏域：佐久穂町、川上村
上小圏域：東御市、青木村
上伊那圏域：駒ヶ根市、辰野町
飯伊圏域：松川町、下條村、売木村、
秦阜村、喬木村
木曽圏域：上松町、南木曽町、木祖村、
王滝村
松本圏域：麻績村
大北圏域：大町市、池田町
長野圏域：なし
北信圏域：山ノ内町、野沢温泉村、
栄村
以上、21市町村

「採用人事の一元化」に関するアンケート結果

	取り組みたい	取り組みたくない ・必要性がない	その他
全市町村	4 (5%)	70 (91%)	3 (4%)
監査長 理由	2 (15%) ・各市町村が人材確保に苦慮しており、必要な職 場合に必要な職種、必要人数を県が確保する ことが最終目的 ・市町村の先進 的取組の横展開 が可能となる	9 (69%) ・県と市町村では、役割・業務内容が異なり、業務 遂行や人材育成に支障が生ずる（市町村は直接住民 と関わり、市町村支援を含む間接） ・保健師業務は長期、地域密着が必要であり、短期 異動は質の高い保健サービスが提供不可能 ・受験者は地元志向が強い ・職員の身分や給与、勤務地、業務内容が不明確で あり、職員が不安に感じ、中途退職者増が懸念 ・自治体の事情を考慮した職員が配置されない恐れ がある ・給与水準を均一化する必要があり、小規模町村で は対応困難	2 (15%) ・受験者は一元化 を望んでいないと 思う ・一元化は、広域 連合や定住自立圏 で取り組む方法も ある ・人事交流は必要 だが任命権の一元 化は検討が必要

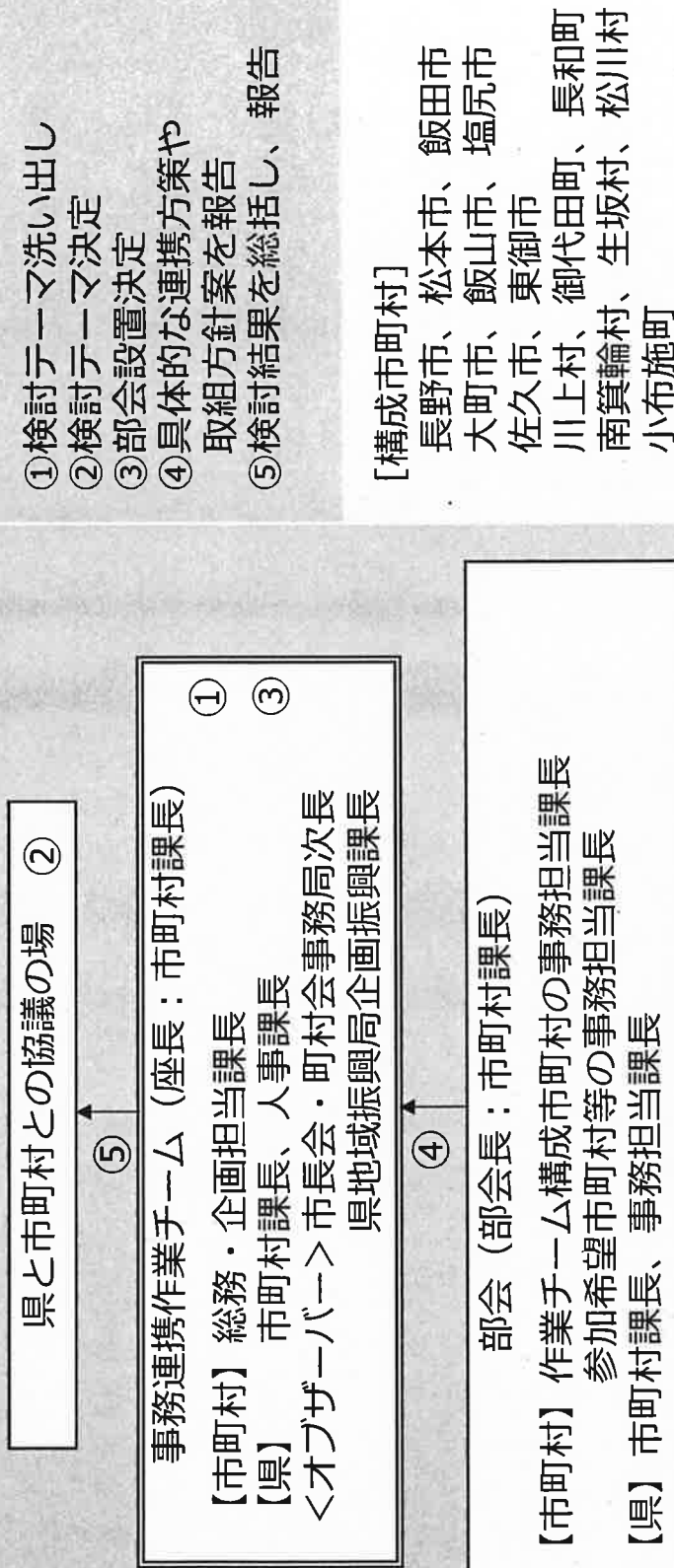
「採用人事の一元化」に「取り組みたい」と回答した市町村



佐久圏域：川上村
上小圏域：なし
上伊那圏域：なし
飯伊圏域：阿南町、平谷村
木曽圏域：王滝村
松本圏域：なし
大北圏域：なし
長野圏域：なし
北信圏域：なし
以上、4町村

(5) 県・市町村事務連携作業チーム

組織体制



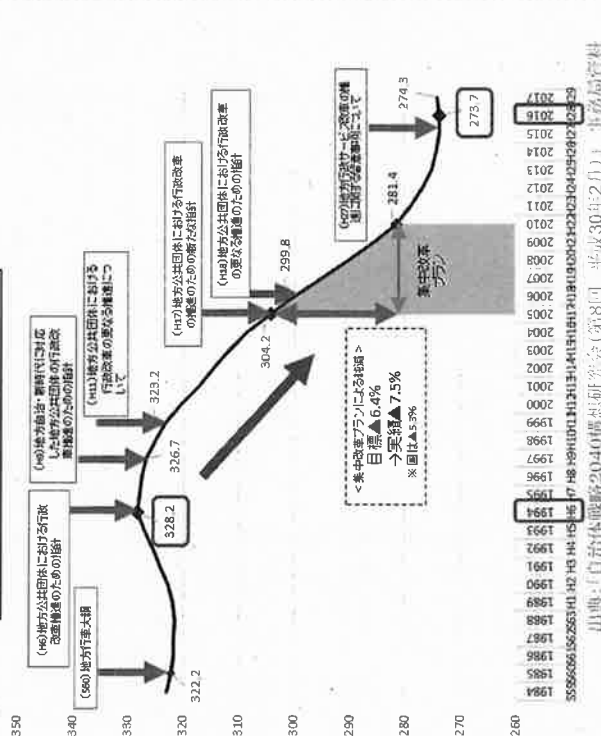
検討してきたテーマ

- | | |
|------------------------|---|
| 第1期
(H28.11～H29.11) | <ul style="list-style-type: none"> ● 地域密着型介護保険事業所の指導・監査への支援 ● 旅券（パスポート）事務の移譲・集約 |
| 第2期
(H29.11～) | <ul style="list-style-type: none"> ● 道路、橋梁の維持管理、法定点検 ● 消費生活センターの共同設置 |

✓ 一定の成果を挙げているが、個別事務に焦点を当てるため、市町村によって関心に濃淡。行政体制全体の最適化の視点からの新たな検討が必要か

自治体行政の課題

地方公務員数の推移



市町村の税収を取り巻く状況

年齢ごとの年間平均給与と人口(2015年、2040年)				(万円、万人)			
年齢	平均給与(2015年)	人口(2015年)	人口減少率(2015-2040)	年齢	平均給与(2040年)	人口(2040年)	人口減少率(2015-2040)
15-19	132	605	▲28.1	55-59	491	760	▲6.0
20-24	253	609	▲19.6	60-64	372	855	▲6.7
25-29	352	653	▲19.8	65-69	301	976	▲7.0
30-34	397	740	▲24.7	70+	304	2,411	31.35
35-39	432	842	▲30.6	(以下、資料2-西側)			
40-44	461	985	▲36.8	年齢	平均給与(2015年)	人口(2015年)	人口減少率(2015-2040)
45-49	486	877	▲30.2	15-69	425	8,704	6.885
50-54	509	802	▲20.1	70+	304	2,411	31.35

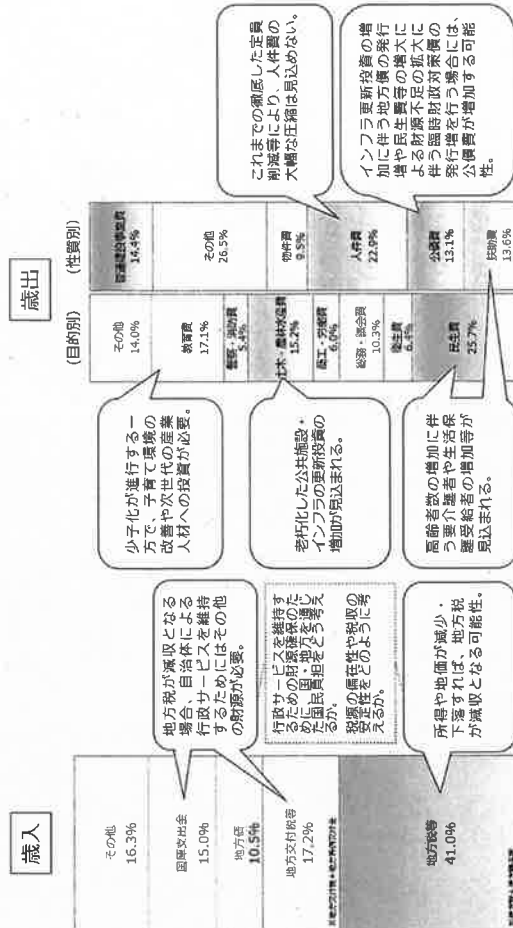
出典：自治体戦略2040構想研究会(第8回 平成30年2月) 事務局資料

定員回帰指標による定員数の粗い試算(規模別平均)

一般行政部門	2013年 定員数 (a)	減少率 (b)	2040年 定員数 (c)	減少率 (d)	2040年 人口 (e)	人口減少率 (f)
都道府県	5,631	▲5.4	5,328	▲5.4	303	▲16.4
指定都市	4,600	▲9.1	4,181	▲9.1	419	▲9.2
中核市・施行時特例市	1,205	▲13.9	1,038	▲13.9	168	▲15.0
一般市(人口10万人以上)	616	▲13.4	534	▲13.4	82	▲16.7
一般市(人口10万人未満)	286	▲17.0	237	▲17.0	48	▲23.5
特別区	1,423	▲4.5	1,359	▲4.5	64	▲6.4
町村(人口1万人以上)	122	▲13.8	105	▲13.8	17	▲23.3
町村(人口1万人未満)	62	▲24.2	47	▲24.2	15	▲37.0

※「定員回帰指標」は、人口と面積のみに基づく説明変数として、定員数との多重相関分析により定員数を参考指標として表すもの。今回の試算は、各自治体の2013年(基準人口)と2040年の人口(推計)を用いて、それぞれの定員数(参考値)から定員回帰率(率中(b))を算出したもの。人口規模別に平均を掲載。
※定員回帰指標は、都道府県は平成22年度、指定都市、中核市、施行時特例市は平成23年度、その他の市町村は平成24年度に作成。出典：自治体戦略2040構想研究会(第8回 平成30年2月) 事務局資料

人口構造の変化が地方財政に与える影響



出典：自治体戦略2040構想研究会(第8回 平成30年2月) 事務局資料

- ✓ これまでの地方行革により職員数は減少。人口減少が進む2040年頃には更に少ない職員数での行政運営が必要になる可能性がある。
- ✓ 近年の採用数減により職員数の山となっている団塊ジュニア世代が2030年代に退職期を迎えることを見据えた職員体制の整備が求められる。
- ✓ 社会保障に係る経費(民生費)や老朽化した公共施設・インフラの更新に要する費用(土木費・農林水産費・教育費)の増大が想定される。
- ✓ 歳入では、所得や地価が減少・下落すれば地方税収が減少する可能性。

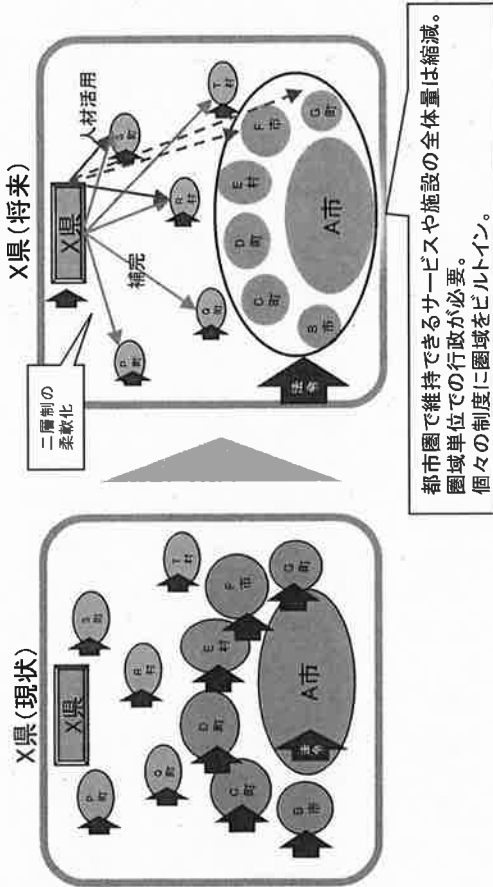
圏域マネジメントと二層制の柔軟化

＜地方圏の圏域マネジメント＞

- 個々の市町村が行政のフルセット主義から脱却し、圏域単位での行政をスタンダードにし、戦略的に圏域内の都市機能等を守る必要。
 - 現状の連携では対応できない深刻な行政課題への取組を進め、広域的な課題への対応力（圏域のガバナンス）を高める仕組みが必要。
 - 個々の制度に圏域をビルトインし、連携を促すルールづくりや財政支援、連携をしない場合のリスクの可視化等が必要。
- ⇒ 圏域単位で行政を進めることについて真正面から認める法律上の枠組みを設け、中心都市のマネジメント力を高めることが必要ではないか。

＜二層制の柔軟化＞

- 都道府県・市町村の二層制を柔軟化し、それぞれの地域に応じ、都道府県と市町村の機能を結集した行政の共通基盤の構築が必要。
- 核となる都市がない地域では都道府県が市町村の補完・支援に本格的に乗り出す必要がある。
- 都道府県・市町村の垣根を越え、専門職員を柔軟に活用する仕組みが必要。



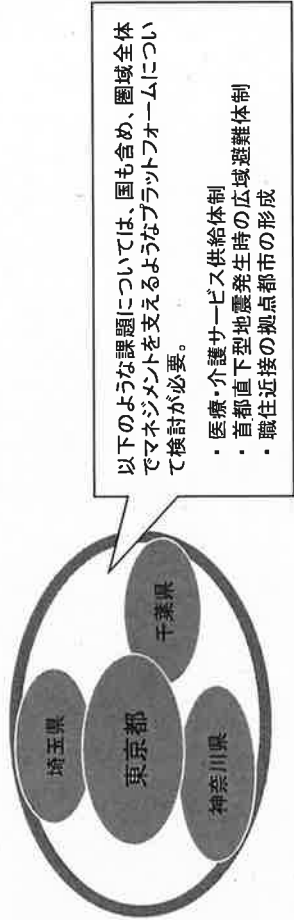
東京圏のプラットフォーム

＜三大都市圏それぞれの最適なマネジメント手法＞

- 東京圏では、市町村合併や広域連携の取組が進展していない。早急に近隣都市町村との連携やスマート自治体への転換をはじめとする対応を講じなければ、人口減少と高齢化の加速に伴い危機が顕在化。
- 社会経済的に一体性のある圏域の状況は、三大都市圏で異なる。最適なマネジメントの手法について、地域ごとに枠組みを考える必要。

＜東京圏のプラットフォーム＞

- 利害衝突がなく連携しやすい分野にとどまらず、連携をより深化させ、圏域全体で負担の分かち合いや利害調整を伴う合意形成を図る必要。
⇒ 今後も我が国の有力な経済成長のエンジンとしての役割を果たしていくため、東京圏全体で対応が必要となる深刻な行政課題に関し、国も含め、圏域全体でマネジメントを支えるようなプラットフォームについての検討が必要。
- ＞ 長期にわたる医療・介護サービス供給体制の構築が必要。
- ＞ 首都直下地震に備え、広域的な避難体制の構築が必要。
- ＞ 仕事と子育て等を両立しやすい環境づくりの観点からも、都心に通勤しなくても済むような、東京23区外で職住近接の拠点都市の構築が必要。



「県・市町村事務連携作業チーム」検討結果

企画振興部市町村課

1 経過

「道路・橋梁部会」（平成 30 年 1 月～9 月・計 4 回開催）、「消費生活部会」（平成 30 年 2 月～9 月・計 3 回開催）において、市町村の課題を把握しながら、連携の方策について検討を行い、当作業チームにおいて総括

2 検討結果

(1) 道路・橋梁部会（検討テーマ：「道路、橋梁の維持管理、法定点検」）

＜主な課題＞

- 市町村の直営点検を担う人材の確保が課題
- 点検・修繕費用が増加しており、財政負担の軽減が課題

＜市町村の担い手確保、業務負担や財政負担の軽減に向けた方策＞

- 橋梁点検を担う技術者の養成と橋梁メンテナンスに関する相談受付【詳細別紙】
 - ・「公・学・民」連携により「信州橋梁メンテナンス支援協議会」を設立(H30.9)し、橋梁点検を担う「橋梁MAE」の養成や、点検結果に基づく診断及びその後の対策等に係る技術相談を実施
- 市町村道交付金事業の工事における現場技術業務委託の導入
 - ・職員の工事監督業務の負担軽減や、工事目的物の品質確保のため、一定規模以上の工事監督業務を（公財）長野県建設技術センターが支援

(2) 消費生活部会（検討テーマ：「消費生活センターの共同設置」）

＜主な課題＞

- 消費生活センター未設置町村が単独設置するのは、人的・財政的要因から困難
- 既設市町村においても消費生活相談員の確保・育成や財政負担が課題

＜市町村消費生活センターの設置（広域化を含む。）に向けた方策＞

- センターの広域設置に向けた協議の実施
 - ・圏域や複数市町村間における協議に県も参画し、コーディネート
 - ・県と市町村の役割分担の整理のため、それぞれの苦情相談内容及び処理経過を類型化し、情報共有
 - ・先行事例の情報共有や、定住自立圏の事業への位置付けの検討
- 消費生活相談員の確保・育成に係る県の支援
 - ・資格取得支援講座、人材育成研修や、相談員資格保有者に関する情報提供を効果的に実施
 - ・市町村消費者行政推進支援員による市町村相談員への助言・情報提供、小規模研修等を強化（広域設置に向けた重点的支援を含む。）

道路・橋梁部会のとりのまとめ

橋梁のメンテナンスに係る市町村支援

背景と課題

H30.10 道路管理課

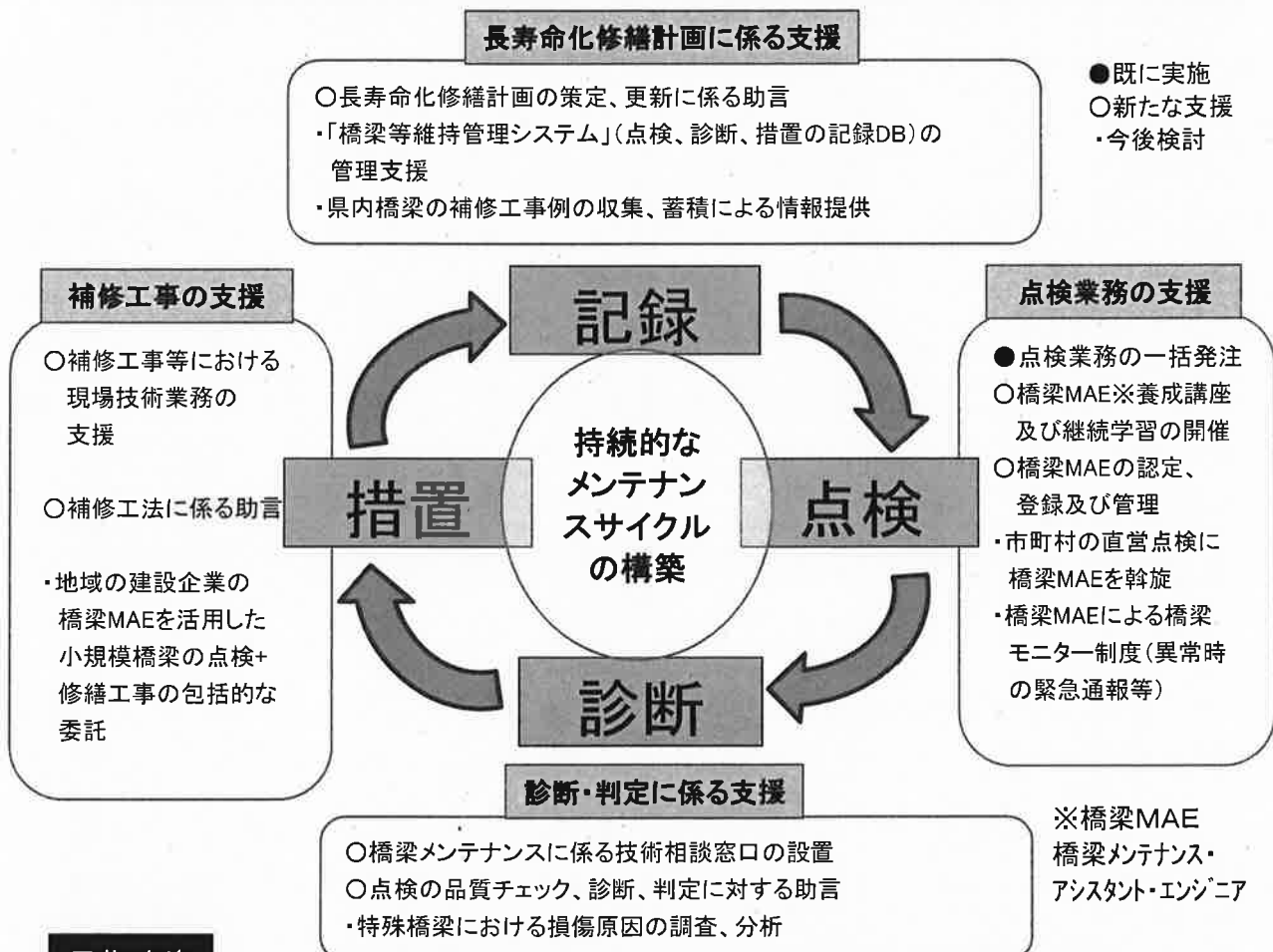
橋梁の定期点検が法定化⇒小規模な市町村においては、点検を担う職員が不足。また点検や修繕のための予算が財政を圧迫しており、中長期にわたる担い手の確保及び財政負担の軽減が大きな課題。

新たな支援策

～技術者育成と業務支援の拡大～

- ① 橋梁点検を担う技術者の養成と橋梁メンテナンスに関する相談受付
「公・学・民」連携により「信州橋梁メンテナンス支援協議会」を設立(H30.9.6発足)
⇒点検の担い手養成による市町村の直営点検の支援と技術的課題に対する助言
- ② 市町村道交付金事業の工事における現場技術業務委託の導入
交付申請時に同業務の委託について国に協議
⇒一定規模以上の工事監督業務を(公財)長野県建設技術センターが支援

「公・学・民」連携による持続的なメンテナンスサイクルの構築



目指す姿

- 【“学び”による人材の養成】
橋梁の適正な管理による安全・安心な地域づくりのため、地域の橋梁を守る担い手を確保
- 【財政負担の軽減による“自治”の継続】
地域における橋梁メンテナンスの支援体制を構築し、ライフサイクルコストを縮減

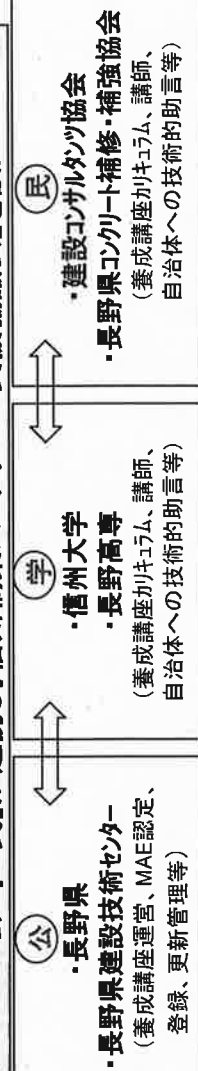
背景と課題

橋梁の定期点検が法定化→小規模な市町村においては、点検を担う職員が不足。また点検や修繕のための予算が財政を圧迫しており、中長期にわたる担い手の確保及び財政負担の軽減が大きな課題。

目指す姿

- 橋梁の適正な管理による安全・安心な地域づくりのため、地域の橋梁を守る担い手を確保【"学び"による人材の養成】
- 地域における橋梁メンテナンスの支援体制を構築し、ライフサイクルコストを縮減【財政負担の軽減による"自治"の継続】

「公・学・民」が連携し『信州橋梁メンテナンス支援協議会』を設立



(1) 橋梁点検を担う技術者の養成

○橋梁MAE基礎講座(無料)

・県内橋梁の現状及び橋梁点検のポイント

○橋梁MAE養成講座(有料)

・鋼橋、コンクリート橋の構造、劣化、補修に関する基礎、点検技術の習得、継続教育

※将来的には、橋梁分野における『橋梁点検士』や『橋梁診断士』に匹敵するキャリアアップが可能な養成講座や、

(2) 橋梁の点検・診断・補修等に関する相談受付

○協議会構成員による市町村への技術的助言



橋梁MAE

○橋梁MAEとは

- ・橋梁の構造、劣化・補修等に関する基礎知識を有し、点検技術を習得した者
- ・主に地方公共団体管理の小規模橋梁(橋長10m未満を想定)の直営点検を担う

○資格認定等

- ・橋梁MAE養成講座の受講者を認定し登録
- ・3年毎に更新講習受講を義務付け
- ・一定の資格保有者は一部の講座受講を免除

○対象者

市町村・県職員及びそのOB、地域の建設企業等の社員、一般県民(地区役員等で橋梁を身近に観察できる者)、ボランティア団体

(1) 認定・登録・更新

受講・継続学習

橋梁MAEの役割

③市町村での導入を検討

①点検支援
②異常通報

①橋梁の法定点検(直営点検)に橋梁MAEを活用

→人材の不足している市町村職員の負担を軽減

②橋梁モニターとして橋梁MAEを活用(異常時の緊急通報等)

→橋梁の損傷を早期に見出し、補修することで事故を防止し、メンテナンスコストを低減

③包括的な維持管理支援

③地域の建設企業社員等の橋梁MAEを活用し、小規模橋梁の点検と維持補修工事を包括的に委託

→事業期間が短縮され、地域を熟知した企業による一貫した維持管理と迅速な修繕が可能

④所内の橋梁MAE(技術専門員等)が、市町村の相談窓口として技術的助言(技術的に高度な場合は、「協議会」へ相談)

④技術的助言

H25.9 道路法改正に伴う道路管理者の義務と協議会の取組との相関図

信州橋梁メンテナンス
支援協議会の取組

道路管理者の義務

各道路管理者の責任で以下のメンテナンスサイクルを実施

○ 橋梁の変状を発見し、その程度を把握することを目的に行う検査。
 ➡ 橋梁の全ての部材について近接目視により実施。必要に応じ触診、
 打音検査を行う。

○ 点検結果により把握された変状等の程度を判定区分に応じて分類。

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

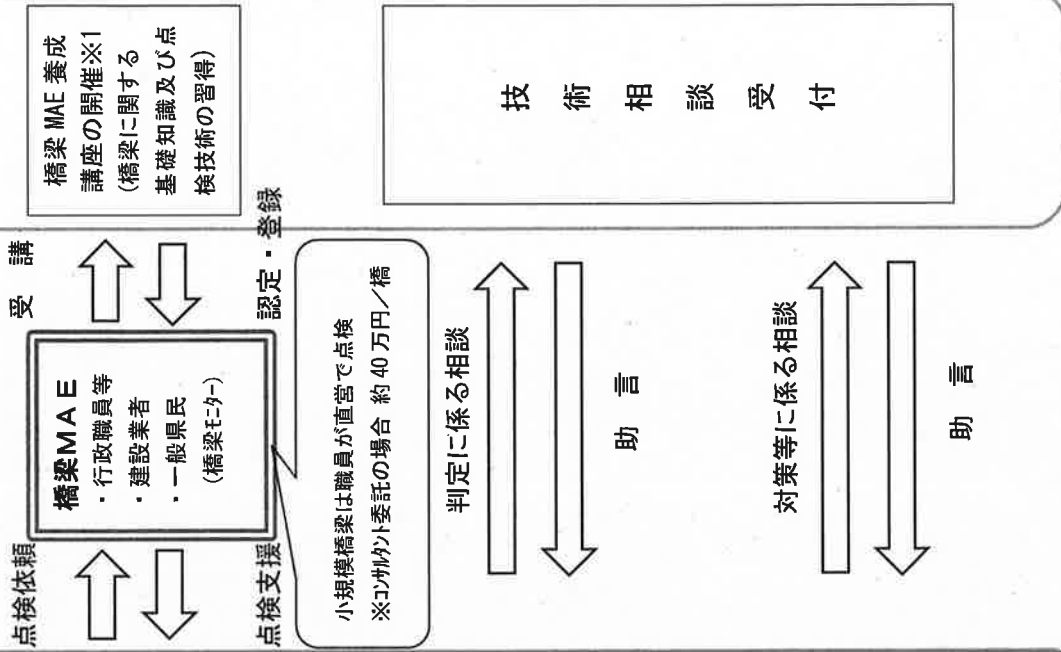
○ 点検結果に基づいて、道路橋の機能や耐久性等を回復させるための

対策、監視を行うこと。

➡ 対策（補修、補強、撤去）、定期的あるいは常時の監視

➡ 緊急に対策ができない場合は、通行規制、通行止め

○ 点検、診断、措置の結果を取りまとめ、評価・公表。



※上表内の記載内容は、道路法施行規則第4条の5の5の規定に基づいて行う点検について、国土交通省が定めた「道路橋定期点検要領」に規定されている。

※1 橋梁MAE養成講座のカリキュラムについては、協議会で策定

新たな森林管理システム及びの森林環境譲与税が導入されることを踏まえ、その主体的な役割を担う市町村の支援体制を構築するため市町村とのワーキングにより検討

平成31年度～

【森林経営管理法に基づく新たな事務】

所有者に代わって市町村が森林の経営管理を実施（新たな森林管理システム）

- 対象森林の選定、所有者の特定
- 所有者の意向調査、境界の明確化
- 経営管理権の設定
- 森林整備の発注 など

【森林環境譲与税の譲与】

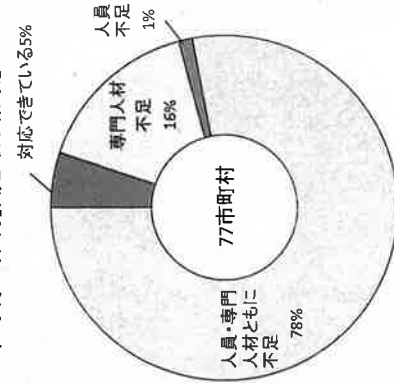
新たな森林管理システムを展開するための財源が市町村に譲与

- 譲与税を活用した事業の実施、公表
- 基金の設置

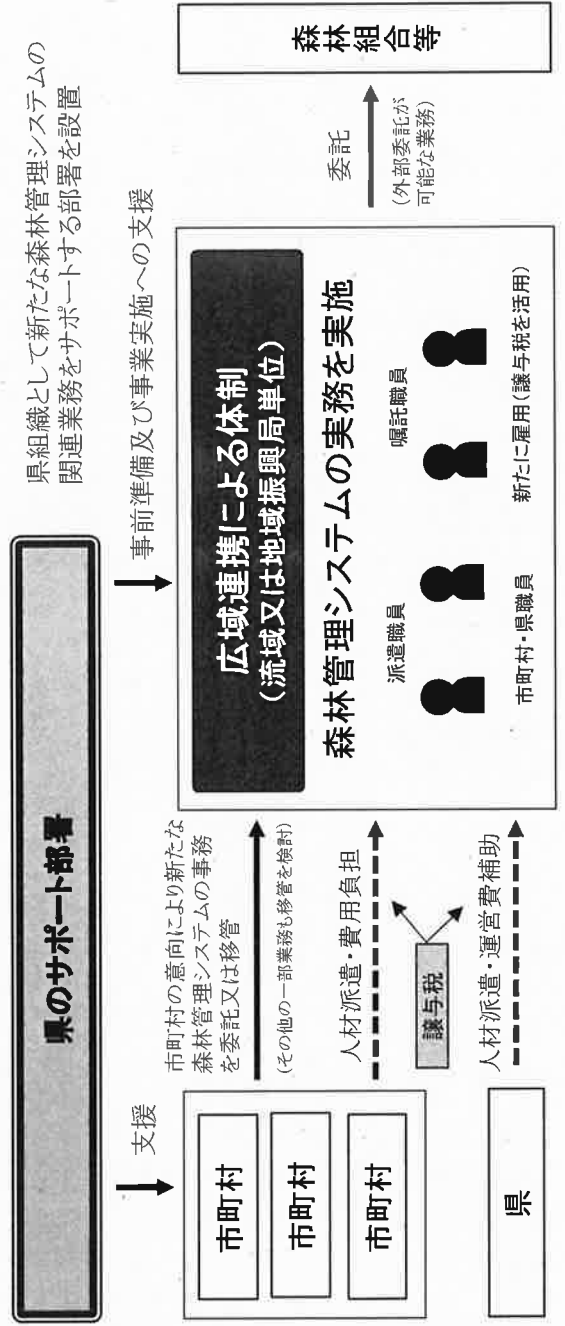
「新たな森林管理システム」等の効果的な運用に向けた検討ワーキング 主な意見

- 県内の市町村の約7割が他の業務との兼務で林務業務を担当しており、**人員・専門人材**にも不足している状況。
- このため、新たな森林管理システムの導入にあたっては、**市町村を支援するため体制を構築することが必要であり、かつ、広域的に対応を図ることが効果的。**
- 森林環境譲与税については、新たな森林管理システムに活用することを中心としつつ、**まずは所有者の特定や境界の明確化、意向調査などの条件整備に活用すること**が重要。

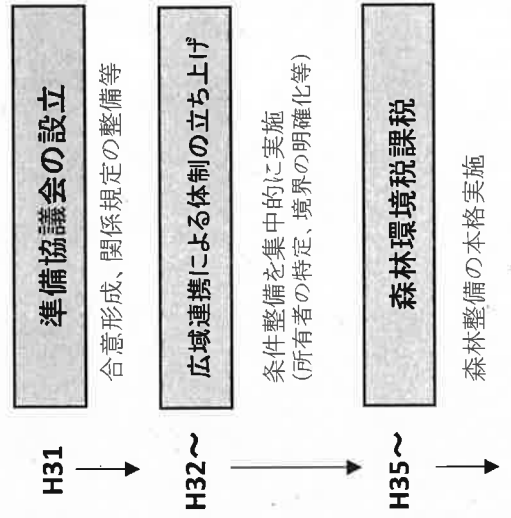
現行の業務内容・業務量に対する市町村の体制【聞き取り結果】



市町村を支援するための体制（検討案）



【スケジュール】



松くい虫防除対策における防除実施基準の遵守等について

林務部森林づくり推進課

1 空中散布を行うことのできる森林（防除実施基準）

- 松くい虫対策の空中散布は被害予防対策として有効であるが、生活、環境への影響が大きいことから、森林病虫害等防除法に基づく国の防除実施基準において、特別防除（有人ヘリ散布）を行うことができる森林の基準を定めている。（下表）
- 長野県においては、平成 27 年に「県防除実施基準の運用」を改定し、無人ヘリ散布についても特別防除と同様の扱いとした。

森林病虫害等防除法 7 条の 2 第 1 項に基づく（国）防除実施基準

○ 特別防除を行うことのできる森林に関する基準

次に掲げる森林（*）以外の森林のうち特別防除の実施が特に必要と認められるものであり、かつ、その実施につき地域住民等関係者の理解が得られる見込みがあるものについて行うことができるものとする。

* 希少動植物種生息地・保護地区、自然公園法特別保護地区

* 病院、学校、水源等の周辺

* 住宅、宿泊所、公園、レクリエーション施設等の周囲の森林

* 水道施設、鉄道、道路等の周囲の森林 * 葉たばこ、桑園、茶園、放牧・採草地、畜舎、養蜂群等の周囲の森林

2 リスクコミュニケーションの徹底

- 県は、平成 23 年 11 月に「松くい虫防除のための農薬の空中散布の今後のあり方」を策定し、散布地周辺住民の影響を受けうる人に対する曝露の低減または回避への取組みなど、安全性を考慮して実施することを基本的な考え方として示した。
- この考え方に基づき、「長野県防除実施基準」を改正し、具体的事項（下表）を明記した。

長野県防除実施基準（H24 年度～）に定める「リスクコミュニケーション」等の概要

【基本的な考え方】

地域の重要な松林を対象に、散布区域周辺における影響を受けうる人の有無と、それらの人に対する影響を評価して、空中散布の実施の可否を判断する。

【リスクコミュニケーションの実施】

実施主体は散布区域の周辺住民に対して、双方向での情報提供や意見交換を行い、化学物質過敏症など、これまでに健康への影響を自覚した人など影響を受けうる人の有無を把握する。

→ 事業計画の周知徹底（説明会の開催、実施計画の地区全戸への配布等）



【空中散布実施の可否の判断】

○ 実施主体はリスクコミュニケーションにより、影響を受けうる人が把握された場合、空中散布により影響しうる曝露の低減や回避等が必要だが、対応が困難と考える場合は地区防除対策協議会に諮った上で、空中散布を実施しない判断をする。

○ それ以外の場合は、地区防除対策協議会に諮った上で、より安全性に配慮した方法で空中散布を実施できる。

【安全性に配慮した実施方法】

- ・家屋等の生活圏から、有人ヘリ散布区域は 200m 以上、無人ヘリ散布区域は 30m 以上離して設定する。
- ・散布時の風速の制限をこれまでの 5m/s から 3m/s へ強化（飛散防止）
- ・より安全性への配慮から、有機リン系以外の薬剤使用を選択（現在、全て有機リン系以外の薬剤）
- ・散布実施地から 1 km 以内の集落・河川などで必要な場合は、気中濃度調査・水質調査を実施

【きめ細かな対応体制等の構築】

- ・散布実施日・時間、散布区域等の実施内容について地域住民へ周知徹底を図る。
- ・健康相談窓口の設置
- ・実施結果や安全確認調査結果等を情報公開する。

3 リスクコミュニケーションにおいて説明すべき「空中散布のデメリット、リスク等」

空中散布のデメリットやリスクは事前に関係住民等に説明し、円滑な実施を図る必要がある。

【デメリット・リスクの例】

- ◆ 薬剤による松林保全に着手すれば、長期間継続する必要があること。（広域に途切れることなく松林が分布する本県においては、感染源となる周辺松林の除去は難しい）
- ◆ 薬剤散布は羽化脱出したマツノマダラカミキリ成虫のみをターゲットとしており、線虫やカミキリ幼虫を対象とした伐倒駆除と併用しなければ効果が期待できない。また、周囲が激害化した場合は、薬剤散布を中止せざるを得ない場合があること。
- ◆ 空中散布で使用する薬剤は、マツ、その他草木に付着しやすくする補助成分の働きで効果が長期間持続（約 2 か月）することから、散布地域への立ち入り等に留意する必要があること。

4 松くい虫対策事業の補助対象の考え方

空中散布については適合する被害レベル、実施形態や合意形成等の条件について新たに補助基準を設け、H31 年度事業から適用することとして検討中。

○ 松林健全化推進事業補助基準（案）

防除対策	補助対象(国基準)		補助基準（県基準）	
	守るべき松林	周辺松林	適合被害レベル	実施形態・条件等
空中散布 	○	—	未被害～微害	● 伐倒駆除と組み合わせて実施すること（作業ができない岩稜等を除く） ● 関係住民とのリスクコミュニケーションの徹底、合意形成が図られていること。
伐倒駆除 	○	○	—	● 「守るべき松林」等の設定根拠が明確であること
樹幹注入 	○	—	未被害～微害	● 文化財、景観上の貴重なマツ等で、薬剤散布が適さない条件であること ● 管理者が明確で、マツ林の持続的な維持保全への取組が確実であること

被害レベル「微害」…被害木の発生に対し、速やかかつ確実な伐倒駆除の実施が可能な状況

攻めと守りの政策パッケージ ～ テイク オフ 3 + 1 ～

長野県

「しあわせ信州創造プラン2.0」の実現に向け、次に掲げる具体的政策について、速やかに着手します。

◎視点1 「子どもや若者が希望を持てる」

- フォーラム開催等による「学びの県づくり」のオール信州・県民運動化
- 先端技術を学びに活かす県立高校におけるE d T e c hの推進
- ふるさと納税の活用による高校生の海外留学支援（学業、芸術、スポーツ等）
- 子どもの可能性を最大限伸ばすための特別支援学校の学びと機能の充実
- 信州発自然保育・教育の全国への普及先導
- 保育士人材バンクの機能充実等、待機児童対策の強化
- 多子世帯支援等、子育てに伴う経済的負担軽減策の検討
- 県立学校における空調設備の設置推進

◎視点2 「歳を重ねても安心して暮らせる」

- 地域医療の持続可能性確保のための医療機関の機能分担、連携強化
- 地域包括ケア体制の現状の見える化・分析とそれを踏まえた体制強化
- 広域・基幹的なバス路線の維持・充実方策の検討
- 平成30年7月豪雨災害等を踏まえた防災・減災対策の加速化

◎視点3 「元気な産業が暮らしを支える」

- 機動的な政策推進のための産業イノベーション推進本部の機能強化
- 医療機器産業振興ビジョンの策定と事業化開発センターの設置
- 県外学生のインターンシップ受入促進のための体制整備
- 理論・実践両面での地域内経済循環モデルの構築検討
- 統合的に市場開拓等を行う長野県営業本部（仮称）の設置準備
- 外国人にもわかりやすい案内標識の整備促進
- 「感動県」づくりに向けた文化、スポーツ、アウトドア情報の発信強化
- 木曽地域等の観光復興・活性化の応援

◎「県庁しごと改革と独自条例の活用」

- 地域の思いに寄り添う移動知事室の回数増加
- 10日以上連続休暇取得に向けた県庁しごと改革の加速化
- 障がい者も含め多様な人材が活躍できる職場づくり
- 職員の社会貢献活動を応援するための制度の創設
- 県政課題に的確に対応するための独自条例の制定検討
(自転車条例、種子条例、公文書管理条例(いずれも仮称)等)

第 16 回「県と市町村との協議の場」における確認事項 (平成 30 年 11 月 8 日開催)

長 野 県
長 野 県 市 長 会
長 野 県 町 村 会

1 報告事項については、次のとおり対応する。

- 「県・市町村事務連携作業チーム」の検討結果について了承する。

2 意見交換のテーマについては、次のとおり対応する。

【外国人にもわかりやすい公共サインの整備促進について】

- 案内標識における英語表記や案内ピクトグラムの使用について、「長野県公共案内標識整備指針」に基づき、全県的に統一的な運用を徹底する。
- 県は、案内標識等のデザインの在り方や IoT 等の新たな技術の導入について研究を深めた上で、外国人にもわかりやすい公共サインの整備に向けた「包括的な指針」を策定し、今後観光戦略推進本部内に設置する県、市町村、事業者による推進部会において共有を図る。

【幼児教育無償化等を踏まえた新たな子育て支援策の検討について】

- 県・市町村が共同で設置している「県と市町村の子育て支援合同検討チーム」において、幼児教育の無償化以降の新たな子育て支援策の検討を行う。

【自治体の将来を見据えた広域連携の検討について】

- 市長会、町村会と県の連携により、自治体の将来を見据えた広域連携について検討を行う。